

第5次ロックアウト解雇 高裁結審 4月19日判決予定 会社は原告を職場に戻せ！

2月27日、東京高裁424号法廷で第5次ロックアウト解雇裁判の口頭弁論がありました。法廷は、組合員や支援者などで傍聴席が埋まりました。原審原告（田中純組合員）と原審被告（会社）が、それぞれ陳述した後、結審し、和解協議へと移りました。東京高裁16階の和解審問室で、原告、被告のそれぞれが裁判官にこれまでの経緯を説明。和解協議に向けてのそれぞれの立場を表明しました。



3月8日早朝 ストライキ決行

3月8日午前8時から本社前で宣伝行動を行いました。この日は、気温が低く雨も降っていました。支援の方々も大勢

組合なんでも相談窓口			
事業所名	職場名	氏名	電話番号
本社	TSDL. ISEL・System技術	大岡 義久	1712-5175
本社	GTS. ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
本社	価格計画. S&D価格計画	石原 隆行	205-6483
幕張	GTS. 請求・売掛#1	楠本 正親	205-3174
名古屋	GTS. 中部第二SOLサービス	板倉 浩	205-2205
大阪	GFS. 西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	505-5420
大阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	205-5204
組合事務所	03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853		
連絡先	メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/		
注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
法律相談	労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます(電話予約をお願いします)		
東京法律事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)		
旬報法律事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)		
岡田尚法律事務所	弁護士 岡田 尚 神奈川県横浜市中央区太田町1-10 NGS太田町ビル5階 TEL 045-222-7577		
ほづみ法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 神奈川県川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号		

★ 「かいな」のバックナンバーがWEBで読めます。「かいな」で検索

団交報告

退職勧奨が拡大 一人でも悩まず組合に相談を

2月末から一斉に退職勧奨が始まっています。組合ホームページでも速報をお知らせしましたが、8日の春闘回答団交で協議しましたので改めてここに協議状況を含めご紹介いたします。また、春闘回答の主なトピックについてもお知らせします。

退職勧奨の内容

退職勧奨の時に次の説明があります。

- ・3月末で自主退職
- ・加算金を支払う
- ・再就職支援会社の紹介

以下、会社との協議内容を伝えたいです。組合 3月末で退職しろと面談をされているが、このプログラムは何なのか。会社 パフォーマンスマネジメントの一環で個人の社員のキャリアについて

考えていこうと部門やマネジャーが考えたケースに面談をしている。組合断つても複数回面談をするのはなぜか。

退職の意思がないのであれば明確な意思表示をすればよい。社内ですらキャリア、業績を伸ばすのか確認していくために複数回の面談を行うことがある。

組合 一斉に面談が始まったのはなぜか。組合 今回は昨年の評価を受けてのもの。今回の退職勧奨について、人員削減ではなく「パフォーマンスマネジメントの一環である」と会社は言い切りました。退職を断つても、今後のキャリアの話と変わった。PIP面談に姿を変え、面談が継続されます。個人で対応することは難しい。



退職勧奨は、組合の協議事項

団交の協議事項

会社は、中央労働委員会の命令や東京都労働委員会の命から出された「紛争の拡大をするな」との勧告書に従う必要がありません。組合員についての団交申し入れを、会社は拒否することができません。

適正な勤務・健康管理の徹底に強い姿勢を示す 会社はまず「事実に基づいた形でeアテンダンスとILCの記録の徹底をお願いしたい」とし、

続けて「現場ではFLCの問題が大きいと理解している。そのため、FLCをつけられないのであれば、コンサインズ・アピールズとかラインに声をかけてほしい」「過少申告を指示したラインには、懲戒を含め会社として対応する」としました。更に「予算が足りないプロジェクトには会社として対応が必要である。オーバージェットに対し会社が切り込む必要があると考えている」と適正な勤務・健康管理の徹底に強い姿勢を示しました。それでもなお正確に勤務時間が記入できない方は、組合にご相談ください。

ボーナスについて

会社の業績達成度の指標となるUSIGAAPの開示を拒否。GDPの

裁量勤務制度の適用基準について、裁量勤務制度について、所属長が個別の適用・非適用を検討され、必要な場合に変更が行われる。またプロジェクトチームにおいては、PMから指示を受け業務の遂行手段や時間配分に裁量を有さない場合には、所属長により適用除外がなされると回答しました。

裁量勤務制度の運用に問題があり、長時間労働になっている方は組合にご相談ください。適用除外について会社に要求します。

借上げ住宅・住宅費補助の復活が急務

若手社員からアンケートを通じて多くの意見が寄せられた借上げ住宅制度と住宅費補助の廃止

撤回について、会社は「要求に応じない」と回答しました。しかし、団結しもっと声が大きくなれば、会社も放置できません。ぜひ組合に団結し要求していきましょう。

定年延長とシニア契約社員処遇改善について

障がい者や妊婦が利用しやすいエレベータ表記に

障がい者用エレベータをお客様用エレベータと兼用する場合、エレベータに告知表記として「お客様用エレベータ(障がい者従業員も使用可)」とすることを要求し、障がい者のみならず妊婦等の利用も含め万人に理解が得られる表記の検討を実施すると前進回答がありました。現時点においても利用可能です。

★ 「かいな」の更新情報をメールで購読 できます。「かいな」で検索